

# 『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴

川口高風

## 一 はじめに

『観音懺法』は天台大師智顛の『請観音経疏』に由来するもので、咸平年間（九九九—一〇〇三）に慈雲遵式が智顛の例にならない、難提訳の『請観世音菩薩陀羅尼呪経』を基にして『請観世音菩薩消伏毒害陀羅尼三昧儀』を定め<sup>(1)</sup>たに始まる。

さて、我が国には栄西や円爾弁円が宋より将来したのが濫觴といわれ、明和九年版にある香外石蘭の跋によれば、円通懺摩法。梁救<sup>二</sup>巨鱗<sup>一</sup>。唐洗<sup>二</sup>面瘡<sup>一</sup>。爾来和漢相通。盛行<sup>二</sup>于洞濟両家<sup>一</sup>。……

とあり、江戸時代には臨済宗のみならず曹洞宗においても盛んに行なわれていた。だが、曹洞宗における『観音懺法』

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

の受容は江戸時代でなく、すでに室町期から受容されていたようで、それは正眼寺（小牧市三ツ渕）三世天先祖命書写の『観音懺法』が存在することによって明らかになる<sup>(2)</sup>。本書は、尾題の「観音懺儀」の下に天先祖命の落款があり、箱書などから天先の書写であることは確かである。だが、明確な書写年次は断定できず、同箱にある『梵網経』の末尾に、

応永庚子純坤念一日 大仙書之

と、奥書を応永二十七年（一四二〇）に大仙<sup>(3)</sup>が記している所から、応永二十七年頃に『観音懺法』も書写されたと考えられ、さらに、伝記<sup>(4)</sup>によっても天先が懺法会を修していたことが明らかになる。

その後、永正六年（一五〇九）閏七月寿雲良椿が書写した

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

正法寺（水沢市黒石町）の『正法清規』坤に「懺法祈禱回向」<sup>(5)</sup>などがあり、観音懺法を修している。そして大永七年（一五二七）八月には、秀茂が書写した普濟寺（浜松市広沢町）の『広沢山普濟寺日用清規』に、正月十八日の行事次第として、

十八日

諸行事如レ毎。火徳有ニ。茶湯一。湯。献斎一合。毎月如レ此。尅懺法。

師ニ客殿ニ。如レ毎。鳴鐘十八下。大衆集。定。玄関板一会。并勸請懺法。如レ毎。月。

とあり、毎月十八日に懺法を行うことを述べている。

このように曹洞宗では、室町期からすでに観音懺法を行っており、江戸時代になると、臨濟宗、曹洞宗の両宗で盛んに行われた。臨濟宗では貞享元年（一六八四）十二月に成った無着道忠の『小叢林略清規』の「月分清規」正月十八日に、

観音懺法、如ニ臨時中所レ記。但無ニ献粥半斎諷經一為レ異。<sup>(7)</sup>

とあり、修行されたことが明らかになる。

## 二 江戸時代の『観音懺法』刊行史

江戸時代になると観音懺法の修行とともに、原文や注解書の刊行が始まった。まず、遵式の『請観世音菩薩消伏毒

害陀羅尼三昧儀』が正保五年（一六四八）一月に京都・林甚右衛門より開板された。そして寛文三年（一六六三）三月には、『観音懺法註并起』が京都・村上平楽寺より刊行されている。<sup>(8)</sup>さらに延宝九年（一六八一）七月には、衛雲石梯の『観音懺法注解』<sup>(9)</sup>が石田茂兵衛より開板され、翌八月には、同じく石梯が『請観音経三昧儀注解鈔』を著わした。<sup>(10)</sup>だが、これらは冊子本となっているため、実際の行持に使用されたものではなく、学問上のテキストのような型であった。したがって、折本装で実際の行持に使用するべく刊行した最初は『花園校本観音懺法』でなかるうか。この版には、寛保三年（一七四三）正月に性堂智適が記した跋文があり、大悲円満無礙神呪、観音懺儀、普門品の順になっている。なお跋文に、

懺法音節世所伝写訛舛惟多故令拋原本不遺花園所伝之譜

上梓行世

寛保三年癸亥正月

花園春光性堂智適敬識

とあるように、妙心寺派所伝のものといえよう。続いて、寛延四年（一七五一）正月には相国寺慈雲庵蔵板が刊行された。<sup>(11)</sup>

次に、曹洞宗における折本装の『観音懺法』をながめると、『統曹洞宗全書』清規・講式（昭和五十一年二月 曹洞宗全書刊行会）所収の宝暦五年版がある。この版には、享保十五年（一七三〇）四月に馬年が記した序文があり、

洛師劄生林氏嘗刊大悲懺而行于世尚矣。舊梓湮蝕而音律或舛譌有<sub>レ</sub>志<sub>ニ</sub>于修持<sub>一</sub>者嫌焉。而今託<sub>レ</sub>余議<sub>ニ</sub>再鋟<sub>一</sub>。余乃就<sub>ニ</sub>乎龍泉前住牧公和尚<sub>一</sub>刪補之翻刻流通。伏願懺雪広修永銷<sub>ニ</sub>障霧之擾擾<sub>一</sub>聞薰普發同登<sub>ニ</sub>薩雲之巍巍<sub>一</sub>時享保十五歳躔庚戌四月仏生日

前越州寿聖山僧馬年和南書

これによって、馬年は『観音懺法』の旧梓が湮蝕したため再鋟を請われ、龍泉寺（武生市深草）独住一世牧巖心牛について刪補し翻刻したことが明らかになる。したがって、曹洞宗における旧梓は享保十五年（一七三〇）以前に存在したことになる、しかも序文の後に、

新重刻 宝暦五年乙亥改正

円通懺摩法一部流行伏願皇風永扇

佛日増輝見者聞者同證円通者

皇都 桃花街書舗<sub>富林</sub>左衛門壽梓

と新重刻の刻記がみえるため、宝暦五年（一七五五）以前の

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

版があるはずであるが、それを見出すことはできない。だが、宝暦五年版以前の刊行に、面山が寛延三年（一七五〇）十一月に「懺法大意」を記した『<sub>面山</sub>観音懺法』がある。この版の刊記はみえないが、「永福開山面山和尚年譜」の宝暦元年（一七五二）をみると、

宝暦元年辛未、師六十九歳。此歳天童行録。及洗浄法板成。考正懺法板成。<sup>12)</sup>

とあり、宝暦元年に刊行したものである。そして、この『観音懺法』には、面山が重正した箇所<sup>13)</sup>の指摘があり、「請観音懺法」に「今依<sub>ニ</sub>再治本<sub>一</sub>訂正以備<sub>ニ</sub>一派之懺場<sub>一</sub>……」<sup>14)</sup>といひ、また「懺法訂誤」にも「前本」とか「古本」と指摘して、面山のベースとした版をあげる。さらに面山は、『洞上僧堂清規行法鈔』卷二に「観音懺法式」<sup>13)</sup>をあげ、面山独自の作法を詳述しており、卷五の「別行法式十八條」にも「観音懺法」をあげ、

懺法及陳白本、トモニ古来差誤多シ、今改正シ夾注シテ、専ラ洞家ノ勤行ノ為ニス、印刻アリ<sup>14)</sup>

と、古来差誤の多い観音懺法を改正して専ら曹洞宗の勤行のために刊行したことをいう。

そして、面山が重正した箇所は、「懺法訂誤」に指摘さ

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴(川口)

れ、該当箇所を宝暦五年版と対照すれば、多くの異文がみられる。だが、年代的に面山が宝暦五年版を重正することはできないため、宝暦五年版以前を求めた所、題簽に「重円通懺摩儀」とある版を見出した。この版は「道場配列位并邊仏指南之図」の後に、「祈禱陳白」が続いており、宝暦五年版と同版のようであるが、序文の後の刻記には、

### 重刻

円通懺摩法一部流行伏願皇風永扇

佛日増輝見者聞者同證円通者

京洛 桃花街書肆林傳左衛門謹書

とあり、新重刻の宝暦五年版以前に重刻されたものと考えられ、しかも刊行所は同じ林傳左衛門となっている。この版の明確な刊年は不詳であるが、おそらく馬年が序文を記した享保十五年(一七三〇)四月以後から宝暦五年版の成る十五年間に刊行されたものと思われる。そのため、面山が「懺法訂誤」で指摘し、「前本」「古本」と称した版は、この「重円通懺摩儀」ではなからうか。なお、校訂には『観音懺法註并起』や『観音懺法註解』も参考としたと思われる。<sup>(15)</sup>したがって、現在確認できる『観音懺法』の最も古い版は「重円通懺摩儀」であるが、この版にも「重」とついて

いる所から、それ以前の版が存在するはずであり、面山が「重円通懺摩儀」以前の「円通懺摩儀」を重正したか、明確な結論は出せない。ただ、面山が重正する以前に刊行された『花園校本観音懺法』を対照したものではないことだけは「懺法訂誤」の指摘から確かにいえよう。

この点から行持用として刊行された折本装の『観音懺法』は、享保十五年以後の「重円通懺摩儀」が最も古いものといえ、曹洞宗も臨済宗に劣らぬ程、盛んに折本装を刊行したものと思われる。そして、面山の『洞上僧堂清規行法鈔』巻二に「月分行法次第」として毎月十八日には、衆寮諷經とともに観音懺法の行持があげられており、<sup>(16)</sup>室町期のみならず江戸時代も月分行持として定められていたと思われる。そのため宝暦五年版は以後、何度も再刻され、明和九年(一七七二)一月には「明和重正観音懺法大乗寺読点付」と題して秋田屋好文軒より重刻された。この刊行の縁由は、前年の明和八年冬に禅林寺(福井市徳尾町)独住一世香外石蘭が記した跋文によって明らかで、それをあげると、

円通懺摩法。梁救三巨蟒二唐洗三面瘡。爾来和漢相通。盛行于洞濟両家。偉哉法力。灑三一滴二而瘡立愈。奇哉勝因。聽二梵曲二而蟒頓脱。誠是大慈大悲广大靈感也。先是馬年師雖下

就<sub>二</sub>牧老<sub>一</sub>正<sub>中</sub>梵音舛譌。復歴<sub>三</sub>歲月<sub>一</sub>而舊刊蠹損。行之者憾焉。繇<sub>レ</sub>茲京師書林好文軒祿好遠來謁<sub>三</sub>于予<sub>一</sub>越前禪林精舎<sub>一</sub>懇<sub>二</sub>求之校正<sub>一</sub>。故以<sub>二</sub>先師傳來之正本<sub>一</sub>與<sub>レ</sub>之。令<sub>二</sub>重刊流通<sub>一</sub>。且云此法洞濟同行。其音節少有<sub>二</sub>差異<sub>一</sub>。而奏<sub>二</sub>舛梵音<sub>一</sub>施<sub>二</sub>設仏事<sub>一</sub>而等拯<sub>二</sub>濟衆生<sub>一</sub>則<sub>一</sub>也。何求<sub>二</sub>之音聲<sub>一</sub>乎。

明和八年<sup>辛卯</sup>冬安居日

寓住禪林香外石蘭叟書

とあり、享保十五年に馬年が牧巖心牛について校訂した版は、歳月を経て蠹損したため、好文軒主人が香外の下へ来て、校正重刊を依頼した所から刊行された。この跋は明和九年版より付加され、刊記には

明和九壬辰初春吉旦

洛之洞院古稀翁

永田右京謹書並画

日本橋南巷町目

東都御書物所 出雲寺和泉椽弘所

寺町通蛸薬師前

皇都書林 好文軒秋田屋伊兵衛敬刻

とあり、永田右京が原本を書いたことも明らかになる。そして、寛政八年（一七九六）一月にも同版が再刊された。こ

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

の版には刊記がみえず、序文の後の刻記に

新重刻 宝暦五年<sup>乙亥</sup>改正

円通懺摩法一部流行伏願 皇風永扇

佛日増輝見者聞者同證円通者

皇都 桃花街書舗<sup>富林</sup>傳左衛門壽梓

新重改 明和九壬辰初春刻

皇都 京極通書肆<sup>秋田屋</sup>好文軒再壽梓

新重改再刻 寛政八丙辰孟春

皇都 烏丸通若山屋般若堂復刻

とあり、明和九年版をそのまま若山屋般若堂が復刻したのである。その後、文政十三年（一八三〇）一月になると、

『<sup>大乗寺</sup>文政観音懺法<sup>読点付</sup>』と題する版が出た。この版の刻記は寛

政八年版と同じであるが、この版には、『<sup>大乗寺</sup>文政陳白<sup>読点付</sup>』と

題簽のある「陳白」があり、刊記は

寛政八丙辰初春吉旦

洛之洞院古稀翁

永田右京謹書並画

京都烏丸通四條上ル<sub>二</sub>丁目<sub>一</sub>

若山屋喜右衛門

観音懺法 版元

大般若経

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴(川口)

文政十三庚寅年孟春吉日

と記され、寛政八年版と同じく若山屋喜右衛門より文政十三年一月に刊行されたのである。また、その後嘉永四年(一八五二)十月に近江屋新助が購版し刊行されたが、この刻記には、

新重刻 宝曆五年乙亥改正

円通懺摩法一部流行伏願 皇風永扇

佛日増輝見者聞者同證円通者

皇都 桃花街書舗富林傳左衛門壽梓

新重改 明和九壬辰初春刻

皇都 京極通書肆秋田屋好文軒再壽梓

新重改再刻 寛政八丙辰孟春

皇都 烏丸通若山屋喜右衛門復刻

嘉永四辛亥初冬

皇都 柳馬場通近江屋新助購版

とみえる。しかし、跋の後には

高倉通松原上ル町

皇都 経師 平井文栄堂板

とあり、平井文栄堂より刊行されたのであろう。そして同版は『正観音懺法』とも題され、平井文栄堂や永田文昌堂

からも刊行された。なお岡田宜法博士の指摘によれば、天保版も存在したようであるが、この版は未だ確認できない。<sup>(17)</sup>ところで、明和九年版には「円通大士懺摩」のみの観音懺法がある。そして安永六年(一七七七)十月に再刊されており、刊記には、

明和九壬辰初春吉旦

洛之洞院古稀翁

永田右京謹書並画

日本橋南町目

東都御書物所 出雲寺和泉椽弘所

皇都書林好文軒秋田屋伊兵衛敬刻

観音懺法 江戸赤坂表伝馬町

大般若経 弘所 大黒屋喜太郎

京都烏丸通四條上ル二丁目

同 版元 若山屋喜右衛門

安永六丁酉年孟冬吉祥日

とあって、実質は大黒屋喜太郎と若山屋喜右衛門が刊行した。また寛政八年(一七九六)には、先に紹介した寛政八年版の『正観音懺法』とともに『寛政正観音懺法大乗寺読点付』と題する

「円通大士懺摩」のみの版もあり、刊記をみると、

明和九壬辰初春吉旦

洛之洞院古稀翁

永田右京謹書並画

観音懺法

京都烏丸通四條上ル二丁目

版元 若山屋喜右衛門

大般若経

寛政八丙辰年孟春吉祥日

とあって、安永六年版の重正ではなく、明和九年版の重正とみられる。なお、文政十三年（一八三〇）版も「文政観音懺法大乗寺読点付」と題する「円通大士懺摩」のみの版があり、刊記には、

寛政八丙辰初春吉旦

洛之洞院古稀翁

永田右京謹書並画

観音懺法

京都烏丸通四條上ル二丁目

版元 若山屋喜右衛門

大般若経

文政十三庚寅年孟春吉祥日

とあって、寛政八年版をベースとしている。だが、この版

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

は刊記に、

寛政八丙辰

洛之洞院古稀翁

永田右京謹書並画

初春吉旦

京都烏丸通四條上ル二丁目

若山屋喜右衛門

観音懺法

京都柳馬場通三條下ル町

版元

近江屋新助求版

大般若経

文政十三庚寅年孟春吉祥日

とある近江屋新助を加えた版もある。<sup>(18)</sup> 近江屋新助は嘉永四年版の刻記に記された人物であり、したがって文政十三年版のようであるが、嘉永四年頃に刊行された後刷版のように考えられよう。

さて、次に「大乗寺読点付」とある大乗寺版について考えてみたい。『仏遺教経』も同じく大乗寺版があり、独自の読み方や敬礼偈を付したが、観音懺法の大乗寺版は明和九年版以後、寛政八年版、文政十三年版がある。だが、明和九年版より古い版とみられる「新陳白陳白大乗寺読点付板富」がある。刊記がないため明確なことはいえないが、『重円通懺摩儀』の陳白や宝暦五年版の陳白と同じで、しかも題簽の「富板」とは、宝暦五年版にみられる「富林伝左衛門」の富屋の意味とも思

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

われ、宝暦五年版の刊行後に大乘寺から「富林伝左衛門」版を新刻したものとされる。したがって、この刊行は宝暦五年頃の大乗寺住持三十八世逆水洞流、または三十九世一入覚門によるものであろう。なお、明和九年版は四十一世芳充祖俊、寛政八年版は四十三世無学愚禅、文政十三年版は五十一世老庵黄梅の頃である。<sup>(19)</sup>

### 三 白鳥鼎三本の特徴と意義

このように『観音懺法』の刊行系統をみてきたが、面山本は、その後再刊されず、『花圖校本観音懺法』は、性堂智適の弟子此山玄淵が天明三年（一七八三）三月に新刻しており、<sup>(20)</sup>現在も京都貝葉書院より刊行されている。すなわち江戸時代は、多くの『観音懺法』が刊行され、重要な行持として厳修されてきた。そして明治期になり、鼎三によって新しい『観音懺法』が刊行された。この版は一般に鼎三本、明治本、其中堂本といわれており、鼎三が秋葉寺住持中に校正したもので、明治十八年三月に『明治新刻観音懺法鼎三校正』、『明治新刻陳白鼎三校正』と題して三浦兼助（其中堂）より刊行された。『観音懺法』の跋をみると、

本山毎月修懺摩法有衆中誤音而作吠聲者而以音節不和為

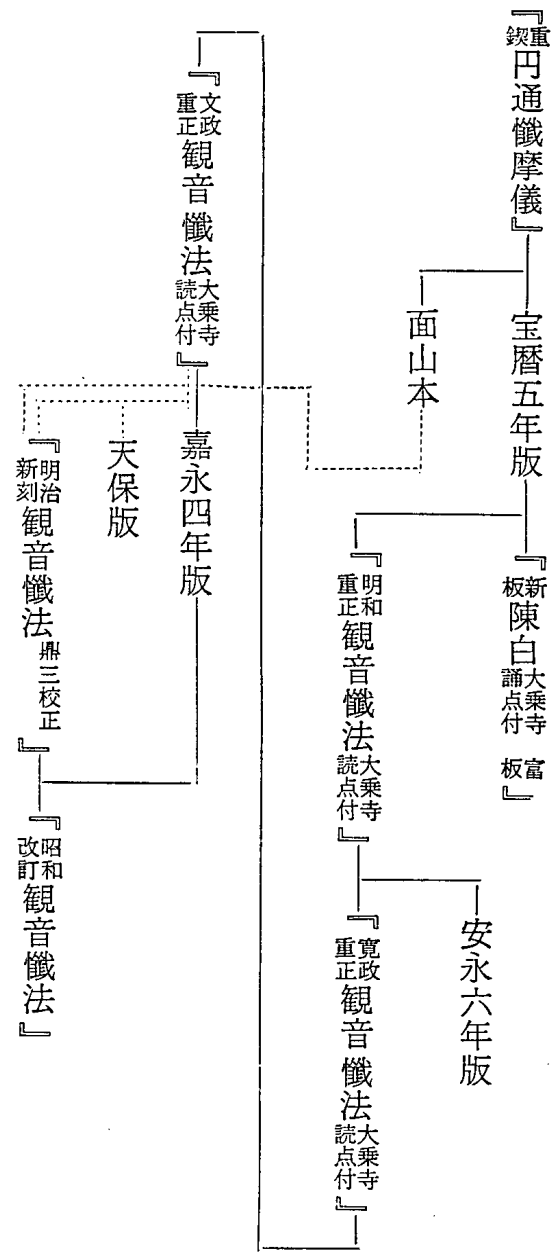
愆昨冬就于石川素童氏施假字以合聲律且有堀田陪算氏為先妣釈尼淨西資助冥福傾衣資以竣再鑿之功云尔

明治十七年五月 白鳥鼎三槃談誌

とあり、本山すなわち永平寺において、毎月修行する観音懺法は大衆各人誤音によっているため、昨冬（明治十六年冬）石川素童に仮字をつけさせ合声したことが明らかになる。そして鼎三に随参した堀田陪算（西来寺十七世）が、先妣供養のために衣資を投じ再鑿したのである。なお、本書には「秋葉寺蔵」とあり、さらに序は天保十四年（一八四三）三月に秋葉寺十四世任柱泰礎が記したものとなっている。また「陳白」には秋葉三尺坊大権現、豊川吒釈尼尊天なども加えられ、以前の「陳白」とは異なっている所から、鼎三は、泰礎が制定した秋葉寺独自の『観音懺法』を校正し、跋を付して刊行したか、または秋葉寺住持中に校正した所から「秋葉寺蔵」と加えたか明らかにしないが、未だ鼎三本以前の秋葉寺版は見出せない。そこで鼎三本の特徴や意義をみるために、今まであげてきた『観音懺法』の系統を図示すれば、

『観音懺法』（天先祖命写）……………





となり、それらの構成内容を対照してみると、別表一（〇有×無）の如くなる。

まず、序は『円通懺摩儀』以来、馬年の序であったが、鼎三は任柱泰礎の序にかえた。泰礎の示寂などについて明確なことがいえないため推測であるが、鼎三は泰礎生前中に親交があり、序文を贈られていたものか、あるいは天保十四年頃から『観音懺法』の校訂に進み、明治十七、八年頃具体的な刊行の運びとなったか、詳しいことは明らかにならない。

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

次に重刻または再刻される毎に加えられていった刊年、刊行所の刻記は鼎三本にみられない。そして、白華厳とある観音図は『重訂 観音懺法』以来、「潤底月浮流色々尽呈真般若 巖蓮風擺柳聲々都入大円通」の偈があり、宝暦五年版になって「白華厳」の語が付加されたが、鼎三本には「浄白華」とあり、偈も「柳染観音微妙相 松吹説法度生聲」とかえられている。なお、この観音図は面山本とも異なっており、鼎三本独自のものである。

次に、鼎三本には、懺摩法を十科に分ける方法がない。

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

これは面山本によって初めてみるが、面山本と明和九年版を対照すると、

面山本	明和九年版
第一 莊嚴道場	一 嚴淨道場
第二 作礼法	二 作礼
第三 香華供養	三 焼香散華
第四 召請三宝	四 繫念数息
第五 具楊枝浄水	五 請三宝
第六 誦呪	六 具楊枝
第七 披陳懺悔發願	七 誦呪
第八 歸命礼三宝	八 披陳
第九 誦経	九 礼拝
第十 坐禅	十 坐禅

となり、かなり異なっている。しかも面山本は、各々の科毎に解説を加え、その後本文を記している。

そして、鼎三本には「修懺摩法式」がない。これは観音懺法を行う法式の具体的な差定であり、面山本には「懺悔大綱」として異文の差定があげられている。

次に、鼎三本は「道場莊嚴之図」と「道場配列位并遶仏指南之図」がない。削除された理由は不詳であるが、実際の

九 年 版	室 五 年 曆 版	面 山 本	重 鏤 本	相 国 寺 版	花 園 校 本	天 先 書 本	版 内 容
○	○	×	○	×	×	×	序 馬 年
○	○	×	○	×	×	×	刻 記
○	○	異 図	白 華 嚴 図	×	×	×	白 華 嚴 図
○	×	×	×	×	×	×	梁武帝……
○	○	×	○	○	○	×	大 悲 門 満 無 礙 神 呪 此 法 約 十 意 明 方 法
○	×	異 文	×	×	×	×	此 法 約 十 意 明 方 法
○	○	○	○	○ 観音懺儀	○ 観音懺儀	○ 門通吉祥妙懺	門通大士懺摩
○	○	懺法大綱	○	×	×	×	修懺摩法式
○	○	異 図	○	×	×	×	照 牌 図
○	○	異 図	○	×	×	×	鼓 鉢 図
○	○	異 図	○	×	×	×	道 場 莊 嚴 図
○	○	異 図	○	×	×	×	道 場 出 入 図
○	○	異 図	○	×	×	×	道 場 配 列 位 并 遶 佛 指 南 図
○ 香 外	×	×	×	○	○ 性 堂 智 適	×	跋
○	×	×	×	×	×	×	刊 記

△別表一▽

行持の上では、明和九年版にある図の配列に位置したのではなからうか。

跋は、鼎三本に香外石蘭の跋を削除し、鼎三自身の跋を入れている。

ところで、次に内容上の相違点を考えてみると、「円通大士懺摩」の二、作札において、「観世音菩薩」の頭注に「此段遵式作也」が明和九年版より付けられ、鼎三本も明和九年版と同じになっている。だが、鼎三本によって、初めて「観世音菩薩」と仮名が付けられた。

三、焼香散華では、「皆発菩提心供養已」の「供養已」を鼎三本には、横に「此三字除而可」とあり、削除を認めている。また面山本は「皆発菩提心<sup>供養</sup>已」とあって「<sup>供養</sup>已」を本文とみなしておらず、他版は削除を認めていない所から、鼎三は面山本をとったものであろうか。

四、繫念数息では、最初の「一切恭敬」を『円通懺摩儀』以来頭注に「<sup>衆同音一拜</sup>胡跪」とあるが、鼎三本には「導師」とあり、大衆は何も行わない。また面山本には「導師唱レ之」とあるため、鼎三本と同じであり、面山本と鼎三本のみしか導師を指摘しない。

七、誦咒においては、「南無仏 南無法 南無僧」を唱

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴(川口)

昭和 本	明治 本	嘉 四 年 永 版	文 政 十 三 年 版	寛 政 八 年 版	安 六 年 永 版	明 和
×	○ 任柱泰礎	○	×	○	×	×
×	×	○	×	○	×	×
×	○ 浄白華	○	×	○	×	×
×	○	○	×	○	×	×
○	○	○	×	○	×	×
×	×	○	×	○	×	×
○	○	○	○	○	○	○
×	×	○	×	○	×	×
○	○	○	×	○	×	×
○	×	○	×	○	×	×
○	○	○	×	○	×	×
×	×	○	×	○	×	×
×	○ 三	○	×	○	×	×
凡 ○ 宗務	○ 三 ○ 中 堂	○ 平井文榮堂	○	×	○	×

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

える際、『重鍔円通懺摩儀』以来は坐して「三唱衆合掌」となっている。だが、面山本は大衆胡跪し、そのまま導師が誦することになっている。そして鼎三本になると、「三唱衆合掌」を削除し、坐したまま導師のみが唱えることになった。

八、披陳には「懺悔發願已歸命礼觀世音菩薩及一切三宝」とある。だが、鼎三本は、この十八字に対し「已下十八字注也誤入除之可矣」と傍注がある。この指摘は、三、焼香散華の「供養已」の三字と同じで、鼎三は除いても可という。また同様に、面三本では削除され、「懺悔發願已歸命礼三宝」と注が入っており、鼎三は面山本にならって本文でないことを指摘したものであろう。

このようにみると、『観音懺法』は宝暦五年に改正重刻したもの、明和九年版には多くの頭注が加えられ、重改された。そして鼎三は、明和九年版か、その再刻である寛政八年版、あるいは文政十三年版、嘉永四年版の何れかをベースに置き、しかも面山本を参考に加え校正したものはなかるうか。さらに「円通大士懺摩」へ読仮名を加え、夾注には返点などを付して読誦し易くしているのである。

#### 四 「陳白」の構成と諸本の対照

次に「陳白」をみると、現在確認できる曹洞宗の「陳白」は、『重鍔円通懺摩儀』、宝暦五年版、新大乗寺版、文政十三年版、鼎三本、昭和改訂本の六種である。構成内容を対照すると、別表二（○有×無）の如くになり、鼎三本には亡者

別表二

昭和 本	明治 本	文政 十年 版	新大 乘寺 版	宝暦 五年 版	重 鍔 本	相 国 寺 版	花 園 校 本	版	
								内容	
×	○	○	○	○	○	○	○	祈 禱 陳 白	
○	○	○	○	○	○	○	○	祈 禱 小 回 向	
×	○	○	○	○	○	○ <small>檀那</small>	○ <small>檀那</small>	亡 者 陳 白	○ <small>檀那</small>
×	○	○	○	○	○	○ <small>檀那</small>	○ <small>檀那</small>	亡 者 小 回 向	○ <small>檀那</small>
×	×	○	○	○	○	×	×	亡 者 回 向	
○	×	○	○	○	○	×	×	祈 禱 回 向	
○	○	○	×	×	×	○	×	刊 記	

回向と祈祷回向がない。しかし、具体的に対照すると、かなりの相違がみられる。

「祈祷陳白」では「大日本国」の下に、鼎三本は「山寺 梟州郡郷

住持比丘某」とあり、文政十三年版の「州郡等名山寺号住持比丘某」とあるのを受けたと思われる、他版には全く記されていない。また鼎三本に「無量護世四大天王。天龍八部虚空神。江海神。泉源神。河沼神。水神。火神。風神。土神。守宮神。守道神。七曜。九曜。十二宮。二十八宿。当年星。本命元辰。秋葉三尺坊大権現。金毘羅大権現。豊川吒枳尼尊天」とある所は、他版に「南方火徳星君火部聖衆。今上皇帝建生所属吉凶昭臨乾象。大小檀那本命元辰吉凶昭臨一切星斗。日本国伊勢大神宮。八幡大菩薩。賀茂下上大明神。松尾大明神。平野大明神。稻荷大明神。春日大明神。日吉山王。祇園牛頭天王。北野天満大自在天神。」となり、全く異なっている。すなわち鼎三は、秋葉三尺坊大権現と豊川吒枳尼尊天を加え、秋葉寺の祈祷陳白のようになっていく。

「祈祷小回向」でも、鼎三本に「莊嚴無上。仏果菩提。十方」とあるが、他版にはなく、その代わり「常住三宝、果海無量聖賢」の後に「十六大阿羅漢各各常随眷属」が付

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

加されている。さらに鼎三本の「八百萬神。三千餘座。天神地祇。當山鎮守。合堂真宰所希信心施主 壽山益聳。福海弥深。子孫榮昌。家道興起。厄災消滅。火盜雙除。」は、他版に「大小福德。一切神祇。憑茲善利。普用回嚴。先頭。皇基鞏固。朝野無為。仏運紹隆。魔擾不起。次翼。大小檀那。壽山益聳。福海弥深」と異文になり、やはり秋葉寺独自の火盜雙除となった。

「亡者陳白」では、鼎三本の「當山鎮護。合堂真宰。伏希」が他版に「日本国伊勢大神宮。八幡大菩薩。賀茂下上大明神。松尾大明神。平野大明神。稻荷大明神。春日大明神。日吉山王祇園牛頭天王。北野天満大自在天神。総日本国内大小福德一切神祇。惟願」となっている。

「亡者小回向」でも、鼎三本には「不捨悲願。幸垂光降。同憐悔責之誠。齊心歸投之感。消除魔障。成就洪因。」とあるが、他版には「今年歳分。主執陰陽。權衡造化。賞善罰惡一切聰明。日本国内大小福德。一切神祇。憑茲善利。普用回嚴」となっている。

このように、「陳白」の「祈祷陳白」、「祈祷小回向」、「亡者陳白」、「亡者小回向」は鼎三本と他版にかなりの相違がみえ、また「祈祷小回向」と「亡者小回向」の他版には音

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴（川口）

節を付しているが、鼎三本には付けられていない。なお、『重円通懺摩儀』、宝暦五年版、新大乗寺版は同じ内容であるが、文政十三年版は「亡者陳白」の「北方微妙色如来」が鼎三本と同じ「色」となっている。また、「大行普賢菩薩」も鼎三本と同じ「行」となっており、さらに「祈禱陳白」や「亡者陳白」の「大日本国」の下に「州郡等名山寺号住持比丘某」「州郡名山寺名」などが付されており、そのため鼎三本の「陳白」は文政十三年版をベースとしながら改訂し、新しいものを作ったと考えられる。

## 五 おわりに

以上みてきたように、鼎三は明治十八年三月に『観音懺法』『陳白』を三浦兼助（其中堂）より刊行して以来、同版の大型本も刊行されている。しかし、その版には「鼎三校正」が削除され、刊記に刊年は記されず、「書林其中堂」とのみある。また「鼎三校正」のついた大型本の『観音懺法』『陳白』は、帙に入って京都・松柏堂出雲寺文治郎からも刊行されており、刊記がある同版によれば、明治三十七年三月に発行された。<sup>(21)</sup>すなわち鼎三本は明治期になり、初めて刊行された曹洞宗の『観音懺法』で、明治、大正、

昭和期に至る間、最も多く使用されたものである。そして、昭和四十一年二月に曹洞宗宗務庁から刊行された『昭和改訂声明軌範』の『観音懺法』には、大乗寺版を底本としながらも、仮名付は其中堂本すなわち鼎三本によって訂補されており、<sup>(22)</sup>鼎三本の特徴が、現在の曹洞宗の観音懺法の基本となっているのである。なお、鼎三本は板木を其中堂に所蔵しており、刊行されつつある。

## 注

- (1) 明和九年版以後の「白華嚴」と「大悲円満無礙神呪」の間にある「梁武帝修此法……」の縁起による。
- (2) 本書は現在、愛知学院大学図書館に寄託されており、整理番号五三二、五三三である。そして箱書には「天先和尚御真筆梵網經 観音懺法」となっている。
- (3) 大仙が天先祖命の弟子か法系者かは『曹洞宗全書』大系譜一（昭和五十一年十二月 曹洞宗全書刊行会）九〇一頁に記されておらず、不詳である。
- (4) 「正眼寺開闢井天鷄和尚行記 附天先和尚」（正眼寺文書二九四八）所収の「雲興寺開闢井天先和尚行記」という。
- (5) 『正法清規』坤（『続曹洞宗全書』清規・講式（昭和五十一年二月 曹洞宗全書刊行会）九三〜六頁。

- (6) 『広沢山普濟寺日用清規』(『曹洞宗全書』清規(昭和六年五月 曹洞宗全書刊行会)六四六頁)。
- (7) 『小叢林略清規』卷上(大正藏八一・六九六b)。
- (8) 『観音懺法註并起』の注記を付した者は不詳であるが、岡田宜法『日本禅籍史論』(昭和十八年十二月 井田書店)七九六頁によれば、曹洞宗関係の最古といわれる。しかし、明確なことは断定できない。
- (9) 『観音懺法註解』は外題で、内題には『請観音経三昧儀註解』とある。なお、石梯は『請観音経三昧儀註解鈔』に道雲石梯となっており、略伝は『大高町誌』(昭和四十年三月 大高町)一五一頁を参照されたい。
- (10) 『請観音経三昧儀註解鈔』は刊行されていない。正眼寺蔵の写本は上中下三巻で、奥書に「今歳延宝辛酉偶製請観音三昧儀註解之舒更述此鈔三巻以便童蒙冀依此即力頓消毒害速破業障與十種行人同得安樂處到涅槃岸矣。仲蘊下浣日於阿誰軒艸之畢」とある。
- (11) 本書の奥書には「慈雲二世默堂和尚以梵唄名一代至今海内以相国為聲明之宗因記家譜以公四方云 寛延四年辛未正月吉祥日 相国寺慈雲菴蔵」とある。
- (12) 『永福面山和尚広録』卷二十六所収の「永福開山面山和尚年譜」(『曹洞宗全書』語録三(昭和四年八月 曹洞宗全書刊行会)八三〇頁)による。
- (13) 『洞上僧堂清規行法鈔』卷二(『曹洞宗全書』清規(昭和六年六月 曹洞宗全書刊行会)八二頁)。
- (14) 右同書二〇六頁。
- (15) 岡田宜法、前掲書七九六頁に指摘する。
- (16) 『洞上僧堂清規行法鈔』卷二、六六頁。(17) 岡田宜法、前掲書七九六頁。
- (18) この版は現在、高照寺(愛知県西春日井郡西枇杷島町東六軒町)に所蔵する。
- (19) 館残翁『加賀大乘寺史』(昭和四十六年九月 北国出版社)所収の「大乘寺年表」による。
- (20) 此山玄淵が性堂智適の弟子であることは『昭和正法山妙心禅寺宗派図』龍泉派下柏庭門派他(昭和五十二年三月改訂)妙心寺派宗務本所)一九頁の法系図にあり、新刻の跋文は「旧刊未久寢就漫滅所在患之訴諸予至切矣予已老矣不能復為因請然公板首繕写一本上梓行世以惠伝習者且存先師意於不朽也 天明三年癸卯三月十八日 花園比丘此山玄淵謹識」とある。
- (21) 松柏堂出雲寺文治郎刊本は、刊年が記されている版と記されていない版があり、刊年は明治三十七年二月二十日印刷、三月十日翻刻発行となっている。
- (22) 曹洞宗宗務庁刊行の『観音懺法』の凡例に「一、本観音懺法は大乗寺本を底本とし、その仮名付は泰礎和尚序文に

『観音懺法』刊行史上における白鳥鼎三本の特徴(川口)

『観音懺法』刊行史における白鳥鼎三本の特徴(川口)  
かかる其中堂本によって訂補したものである。……」とあ  
ることから明らかである。